⑯　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条関係）

⑰　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条の二関係）

㈢　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（下水道除害施設に係るものを除く。）について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設について、その適用対象を中小事業者等に限定することとした。

ロ　一般廃棄物の最終処分場について、課税標準をその価格の三分の二（改正前二分の一）とすることとした。

(2)　成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の八分の七（改正前六分の五）とした上、その適用期限を平成二九年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の五分の四（改正前五分の三）とした上、その適用期限を平成二九年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社に係る固定資産を除外することとした。（附則第一五条の二関係）

(5)　北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社に係る固定資産を除外することとした。（附則第一五条の三関係）

(6)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を新築された日から一〇年以上を経過した住宅とした上、その対象資産の改修期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(7)　(4)に伴い、次のとおり経過措置を講ずることとした。（改正法附則第一八条及び第二七条関係）

イ　九州旅客鉄道株式会社が所有し、又は借り受けている一定の固定資産について、平成二八年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の二分の一とすることとした。

ロ　九州旅客鉄道株式会社が所有し、又は借り受けている一定の固定資産について、平成二九年度及び平成三〇年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の五分の三とすることとした。

(8)　(5)に伴い、九州旅客鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、平成二八年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の五分の三とする経過措置を講ずることとした。（改正法附則第一八条及び第二七条関係）



㈣　次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1)　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者が新たな営業路線の開業のために新設した線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係）

(2)　鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、一定の政府の補助を受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等に代わるものと市町村長が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該車両等に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置（附則第五六条の二関係）

(3)　解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成二三年度分の固定資産税について第三四九条の三第一九項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成二三年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置（附則第五六条の二関係）

軽自動車税

㈠　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、平成二八年度分の軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

㈡　軽自動車税として環境性能割を次のとおり創設することとした。

(1)　課税客体は、道路運送車両法に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となっている物を含む。）のうち、三輪以上のものとすることとした。（第四四二条関係）

(2)　納税義務者は、三輪以上の軽自動車の取得者とすることとした。（第四四三条関係）

(3)　次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を非課税とすることとした。

イ　国等が取得する三輪以上の軽自動車（第四四五条関係）

ロ　次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車（第四四六条関係）

(イ)　電気軽自動車

(ロ)　天然ガス軽自動車のうち、平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないもの

(ハ)　次に掲げるガソリン軽自動車

①　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

②　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。